

検討対象事務評価シート

資料3

②

法令に基づく事務

2 食品衛生に関する事務(花き市場除く)											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 食品衛生に関する事務(花き市場除く)											
(1)食品衛生に関する事務 (花き市場除く)	食品衛生法に基づき、市場内に流通する鮮魚介類、加工品、青果物等の安全確保を目的として、違反食品や不良食品の製造・流通を防止するため、監視指導・検査などを行う。	区								○市場内の営業者に対する監視指導などを行う事務であり、法の本則で、保健所を設置する特別区の手務であるものを、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。他の保健所設置市の事務と一体的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○				○		○当該事務を所管する市場衛生検査所は23区内にある9つの中央卸売市場と1つの地方卸売市場を管轄し、都民の安全で豊かな食生活を守るために食品衛生業務を行っている。 ○現在、都が実施している監視指導・検査は、食品の安全性確保のために、飲食に由来する衛生上の危害の発生を 방지、都民の健康の保護を図ることを目的としている。食の安全・安心の確保には緊急かつ統一的な対応が求められること、かつ卸売市場が取扱う生鮮食品は都内に限らず首都圏全域に出荷されていることを踏まえると、当該事務は都が広域的な立場から実施すべきである。 ○また、各市場の所在地の特別区が、それぞれ検査、監視指導等の業務を行う場合に、現在のように都が広域的・統一的に実施するより効率性が低下することが見込まれる。 よって、当該事務は都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

②

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名	食品衛生に関する事務(花き市場除く)	＜ 考え方 ＞						
担当	福祉保健局							
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	<p>○当該事務を所管する市場衛生検査所は23区内にある9つの中央卸売市場と1つの地方卸売市場を管轄し、都民の安全で豊かな食生活を守るために食品衛生業務を行っている。</p> <p>○現在、都が実施している監視指導・検査は、食品の安全性確保のために、飲食に由来する衛生上の危害の発生を防ぎ、都民の健康の保護を図ることを目的としている。食の安全・安心の確保には緊急かつ統一的な対応が求められること、かつ卸売市場が取扱う生鮮食品は都内に限らず首都圏全域に出荷されていることを踏まえると、当該事務は都が広域的な立場から実施すべきである。</p> <p>○また、各市場の所在地の特別区が、それぞれ検査、監視指導等の業務を行う場合に、現在のように都が広域的・統一的に実施するより効率性が低下することが見込まれる。</p> <p>よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>						
	チェック		理由 23区の卸売市場、特に築地市場(移転後の豊洲新市場)や大田市場は都内に流通する生鮮食品の相当量を取り扱っているが、これらの生鮮食品は東京都のみならず首都圏全体に出荷されている。このため、これらの市場における食品衛生業務は広域的な立場から都が実施すべきである。					
	○							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック		理由 各市場の所在地の特別区が、それぞれ検査、監視指導等の業務を行う場合に、現在のように都が広域的・統一的に実施するより効率性が低下することが見込まれる。					
	○							
	チェック		理由					
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック	理由						
	○							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。							
チェック	理由 食の安全・安心の確保には緊急かつ統一的な対応が求められる。							
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。							
	チェック	理由 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律により、卸売市場内における食品衛生法の事務は都知事に留保されている。						
	○							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。							
	チェック	理由						
		<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

2

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名	食品衛生に関する事務(花き市場除く)			< 考え方 >					
担当局	福祉保健局								
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			<p>○市場内に流通する青果物等の安全確保を目的として、営業者に対する監視指導などを行う事務であり、法の本則で、保健所を設置する特別区の手務であるものを、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。食品の広域流通性や該当施設の偏在への配慮等は必要であるが、市場の管理部門と食品の監視指導、検査は必ずしも同一である必要はなく、該当区で体制を整備すれば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、他の保健所設置市の事務と一体的に処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の広域流通性や施設の偏在等を踏まえた一定の広域的対応が必要となるが、都と各区間の連携による対応も含めて考えれば、市場であることを理由に都による広域的な処理や一体的処理が必要になるとは言えない。 ・施設、専門職員（食品衛生監視員等）、機材の確保や他府県との連絡ルートの確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引き継げば、事業効果や効率、あるいは専門性の確保、事業規模等の点で区が処理することが困難な事務とは言えない。 <p>○政令改正により法の本則に戻すことが本来であるが、事務処理特例により移譲することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、既存の保健所設置市の事務との連携等による総合的、効率的な対応が期待できる。</p> <p>○食品の広域流通性等を踏まえた、広域連携の方策、国の検疫所事務や他の自治体との連絡ルートの整備、東京都との連携等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>					
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
チェック	理由								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック	理由								
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>				総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務の内容

②

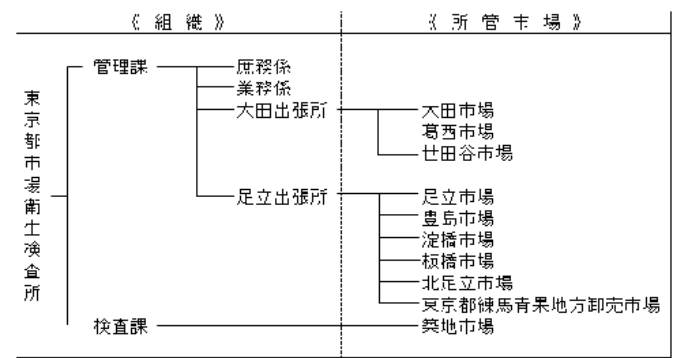
大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名	食品衛生に関する事務(花き市場除く)
担当	福祉保健局

事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法に基づき、市場内に流通する鮮魚介類、加工品、青果物等の安全確保を目的として、違反食品や不良食品の製造・流通を防止するため、監視指導・検査などを実施する。 <p>(主な事務内容)</p> <p>※卸売市場(花き市場を除く)に係る以下の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴取、検査の実施、収去(第28条) ・食品衛生監視員による監視指導(第30条第2項) ・食品衛生管理者の届出受理(第48条第8項) ・飲食店営業などの営業許可(第52条) ・許可営業者の地位承継の届出受理(第53条) ・廃棄命令、除去命令(第54条) ・営業禁止、営業停止(第55条) ・施設の整備改善命令、営業許可取消、営業禁止、営業停止(第56条)
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>標記の事務のうち、飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業(卸売市場法第15条第1項及び第58条第1項の規定による卸売業務の許可を受けている者及び仲卸売業務の許可を受けている者を除く)、アイスクリーム類販売業に係る法28条第1項の規定による報告の徴取、臨検検査及び無償収去並びに法第30条第2項による監視指導、法第54条の規定による廃棄命令その他必要な処置の命令については、事務処理特例条例により特別区に移譲している。</p>
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>
	<p>(その他)</p>

(都における事務処理の状況)

- ・地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の手務等に関する経過措置に関する政令による、上記の事務を東京都が実施。
- ・検査や監視指導については、市場衛生検査所(本所(築地)、大田出張所、足立出張所)で実施。



検討対象事務評価シート

②

法令に基づく事務

3 狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務											
(1) 狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務	狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るため、犬の抑留処分又は狂犬病発生時の犬のけい留命令、けい留されていない犬の薬殺等の措置を行う。	区								<p>○狂犬病予防のため、犬の捕獲などを行う事務であり、法の本則で、保健所を設置する特別区の仕事であるものを、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。他の保健所設置市の仕事と一体的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○当該事務は、住民に身近な仕事として、特別区が仕事を担うことにより、犬の抑留等により狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することで、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることができると考えられる。</p> <p>○当該事務は動物愛護管理法に基づく、「③-7 犬及びねこの引取りに関する仕事」や「④-67 動物取扱業者の登録などに関する仕事」と密接不可分な関係にあり、一体的に検討することが必要である。上記2仕事については、動物愛護行政と狂犬病予防行政を一体として実施するための施設・設備、人材を確保する必要があること、区域を超えた広域的な対応が的確に講じられるよう体制を整備する必要があること、という解決すべき課題はあるものの、「区に移管する方向で検討する」こととしている。</p> <p>よって、当該仕事については、区へ移管する方向で検討するが、施設・人材等の確保をはじめとした上記課題の解決に向けた検討もあわせて行う。</p>	区
		都	△	○	○	○		○	○		区

検討対象事務評価個票

〔都〕

②

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名	狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務		< 考え方 >	
担当	福祉保健局			
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック △	理由 犬の捕獲にあたっては、その移動距離を考慮すれば広域的に対応する必要がある。一方、犬の捕獲後の返還に係る都民の利便性を考慮すれば、身近な区が実施することもメリットはある。	<p>○当該事務は、住民に身近な事務として、特別区が事務を担うことにより、犬の抑留等により狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することで、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることができると考えられる。</p> <p>○当該事務は動物愛護管理法に基づく、「③-7 犬及びねこの引取りに関する事務」や「④-6 7 動物取扱業者の登録などに関する事務」と密接不可分な関係にあり、一体的に検討することが必要である。上記2事務については、動物愛護行政と狂犬病予防行政を一体として実施するための施設・設備、人材を確保する必要があること、区域を超えた広域的な対応が的確に講じられるよう体制を整備する必要があること、という解決すべき課題はあるものの、「区に移管する方向で検討する」こととしている。</p> <p>よって、当該事務については、区へ移管する方向で検討するが、施設・人材等の確保をはじめとした上記課題の解決に向けた検討もあわせて行う。</p>	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック ○	理由 現在、都では、抑留施設を区部では1箇所設置し、効率的に事務を行っており、分割することにより施設・設備や人材配置の面で非効率になることが見込まれる。また、狂犬病の発生時においては、都において統一的な対応を図ることが効果的・効率的であると考ええる。		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック ○	理由 狂犬病予防員は、獣医師であることが法で定められているが、現在、特別区では獣医職の採用を行っていない。		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック ○	理由 法で犬の抑留施設が措置義務とされていることから、各区において施設の設置が必要となるが、各区ごとに抑留施設を設置することは、非効率であると考ええる。		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック ○	理由 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律により、犬の抑留処分等の狂犬病予防法の事務は都知事に留保されている。			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック ○	理由 当該事務は動物愛護管理法に基づく、「③-7 犬及びねこの引取りに関する事務」や「④-6 7 動物取扱業者の登録などに関する事務」と密接不可分な関係にあり、一体的に検討することが必要である。			
			総合評価	
			都 区 保	

検討対象事務評価個票

〔区〕

2

大区分 **3** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

	事業名	狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務		<p style="text-align: center;">＜ 考え方 ＞</p> <p>○狂犬病の予防、まん延防止のため、犬の抑留処分や捕獲などを行う事務であり、法の本則で、保健所を設置する特別区の仕事であるものを、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。現有施設の偏在への配慮等は必要であるが、23区間の連携策を講じることで、対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、他の保健所設置市の事務と一体的に処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現有施設の偏在等を踏まえた一定の広域的対応が必要となるが、各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による広域的な処理や一体的処理が必要になるとは言えない。 ・ 現行の都のノウハウや資源を引き継げば、事業効果効率、あるいは専門性の確保、事業規模等の点で区が処理することが困難な事務とは言えない。 <p>○政令改正により法の本則に戻すことが本来であるが、事務処理特例により移譲することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、既存の保健所設置市の事務との連携等による円滑な対応が期待できる。</p>						
	担当局	福祉保健局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
チェック	理由									
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
	チェック	理由								
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
	チェック	理由								
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由									
				<table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">都</td> <td style="width: 30px; text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; font-size: 24px; font-weight: bold;">区</td> <td style="width: 30px; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価										
都	区	保								

検討対象事務の内容



大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名	狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務	
担当	福祉保健局	
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <p>・狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆生の向上及び公共の福祉の増進を図るため、犬の抑留処分又は狂犬病発生時の犬のけい留命令、けい留されていない犬の薬殺等の措置を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>・地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令による、上記の事務を東京都が実施。</p> <p>・動物愛護センター、多摩支所、城南島出張所において犬の捕獲・収容などを実施している。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬及び牛等以外の動物についての準用の必要性に関する報告(第2条第3項) ・狂犬病予防員の任命(第3条第1項) ・犬の抑留等(第6条)、隔離についての必要な指示(第9条第2項) ・発生時の公示、けい留命令等(第10条) ・犬の殺害の許可(第11条) ・死体の引渡しが必要ない旨の許可(第12条) ・発生時に必要と認められる場合の、一せい検診、予防注射(第13条) ・病性鑑定のための措置等(第14条) ・犬又はその死体の移動の制限等(第15条) ・交通のしゃ断又は制限(第16条) ・犬の展覧会その他の集合施設の禁止(第17条) ・けい留されていない犬の抑留(第18条第1項) ・けい留されていない犬の薬殺(第18条の2第1項) ・抑留所の設置(第21条) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p> <p>・なお、同法に基づき、特別区は犬の登録の申請受理(第4条第1項)、犬の鑑札の交付(第4条第2項)、犬の死亡、所在地などの変更の届出受理(第4条第4項)、注射済票の交付(第5条第2項)、狂犬病発生時の獣医師からの届出受理(第8条第1項)、狂犬病発生時の都道府県知事への届出(第8条第2項)の事務を行っている。</p>	
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>		
<p>(その他)</p>		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

2

法令に基づく事務

4 特定建築物に関する届出受理などの事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 特定建築物に関する届出受理などの事務											
(1) 特定建築物に関する届出受理などの事務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、事務所、店舗、学校、旅館、興行場等、11用途の延床面積3,000㎡以上（学校教育法第1条に規定する学校は8,000㎡以上）の建築物について、飲料水、空気環境などの環境衛生上の維持管理が適正に行われるよう、立入検査等の監視指導や講習会を行う。	区								<p>○特定建築物の環境衛生に係る監視指導などを行う事務であり、法の本則で、保健所を設置する特別区の手務であるものを、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。事務処理特例により延床面積1万㎡以下の事務は区が処理しており、他の保健所設置市の事務と一体的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○	○	○		○	○	○	<p>○大規模ビルの抱える様々な課題は、大都市東京において最も先鋭に現れる。そのため都は、全国に先駆けて先行調査等を実施し、結果を活用して指導基準を策定しながら、ビルの衛生水準を向上させてきた。国は都の指導基準を国の基準として採用し、全国に適用している。</p> <p>○大規模ビルの所有者・管理者等は多くの場合、各特別区の区域を超えてビルを所有又は管理しているため、都全域に適用する統一的な指導基準等を、都が策定する必要がある。基準等策定が各区ごとに行われ、統一性が失われることにより、大規模ビルの事業者に対する指導効果が低下することが危惧される。</p> <p>○大規模ビルについては、衛生設備の維持管理方法が複雑多岐にわたり、監視指導に高度な専門性と技術を要することから、都では人材育成に相当の時間をかけ養成しており、各特別区に移管した場合には専門性の確保が困難になることが想定される。</p> <p>○また、大規模ビルの監視指導と検体分析（空气中浮遊微生物調査、室内VOC調査、レジオネラ属菌調査、空气中アスベスト繊維濃度調査、雑用水のウイルス調査など）については、東京都健康安全研究センターが一体的に処理し、特別区の区域を越え、先行的な調査研究や技術開発を進めている。</p> <p>○さらに、都では、当該事務の指導とあわせ、ビルピット対策、省エネルギー対策、水の有効利用促進等の施策についても関係各局と連携しながら指導を行っている。</p> <p>よって、当該事務については都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

②

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名		特定建築物に関する届出受理などの事務		＜ 考え方 ＞		
担当		福祉保健局				
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		理由 大規模ビルの所有者・管理者等はその場合、各特別区の区域を超えてビルを所有又は管理しているため、都全域に適用する統一的な指導基準等を、都が策定する必要がある。	○大規模ビルの抱える様々な課題は、大都市東京において最も先鋭に現れる。そのため都は、全国に先駆けて先行調査等を実施し、結果を活用して指導基準を策定しながら、ビルの衛生水準を向上させてきた。国は都の指導基準を国の基準として採用し、全国に適用している。		
	チェック	○				
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				理由 上記の基準等策定が各区ごとに行われ、統一性が失われることにより、大規模ビルの事業者に対する指導効果が低下する。	○大規模ビルの所有者・管理者等はその場合、各特別区の区域を超えてビルを所有又は管理しているため、都全域に適用する統一的な指導基準等を、都が策定する必要がある。基準等策定が各区ごとに行われ、統一性が失われることにより、大規模ビルの事業者に対する指導効果が低下することが危惧される。
	チェック	○				
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				理由 大規模ビルの監視指導と検体分析については、東京都健康安全研究センターが一体的に処理し、特別区の区域を越え、先行的な調査研究や技術開発を進めているため、特別区に移管するのは困難である。	○大規模ビルについては、衛生設備の維持管理方法が複雑多岐にわたり、監視指導に高度な専門性と技術を要することから、都では人材育成に相当の時間をかけ養成しており、各特別区に移管した場合には専門性の確保が困難になることが想定される。
チェック	○					
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由	○また、大規模ビルの監視指導と検体分析（空气中浮遊微生物調査、室内VOC調査、レジオネラ属菌調査、空气中アスベスト繊維濃度調査、雑用水のウイルス調査など）については、東京都健康安全研究センターが一体的に処理し、特別区の区域を越え、先行的な調査研究や技術開発を進めている。		
	チェック					
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		理由 大規模ビルの抱える様々な課題は、大都市東京において最も先鋭に現れる。そのため都は、全国に先駆けて先行調査等を実施し、結果を活用して指導基準を策定しながら、ビルの衛生水準を向上させてきた。国は都の指導基準を国の基準として採用し、全国に適用している。	○さらに、都では、当該事務の指導とあわせ、ビルピット対策、省エネルギー対策、水の有効利用促進等の施策についても関係各局と連携しながら指導を行っている。		
	チェック	○				
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				理由 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律により、特定建築物に関する届出受理など、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の事務は都知事に留保されている。	よって、当該事務については都に残す方向で検討する。
チェック	○					
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		理由 当該事務は「⑤-60 事業者登録などに関する事務」と密接な関係があり、一体的に検討することが必要である。	総合評価		
	チェック	○			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>	都
都	区	保				

検討対象事務評価個票

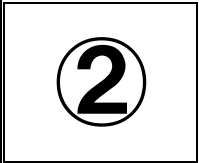
〔区〕

2

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	特定建築物に関する届出受理などの事務		<p style="text-align: center;">＜ 考え方 ＞</p> <p>○特定建築物の環境衛生上の維持管理の適正化を図るために行う、特定建築物への立入検査等の監視指導などに関する事務であり、法の本則で、保健所を設置する特別区の手務であるものを、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。事務処理特例により延床面積1万㎡以下の事務は区が処理しており、地域的な偏在への配慮は必要であるが、1万㎡を超えるものについても、各区において体制を整備すれば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、他の保健所設置市の事務と一体的に処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の地域内で処理する事務であり、既に1万㎡以下の事務は区が処理しているので、1万㎡を超えたからといって、都による広域的な処理や一体的処理が必要になるとは言えない。 ・専門性や測定機器の確保等が必要であるが、該当区で体制を整備し、現行の都のノウハウや資源を引き継げば、事業効果効率、あるいは専門性の確保、事業規模等の点で区が処理することが困難な事務とは言えない。 <p>○政令改正により法の本則に戻すことが本来であるが、現行の1万以下の事務と同様、事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、特定建築物に関する届出受理や検査等の窓口が一本化されるとともに、既存の保健所設置市の事務との連携等による総合的、効率的な対応が期待できる。</p> <p>○専門技術に対応する人材の確保・育成策等について、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
	担当局	福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
都		②	保	

検討対象事務の内容



大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	特定建築物に関する届出受理などの事務
担当	福祉保健局

(事務の概要)
 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、事務所、店舗、学校、旅館、興行場等、11用途の延床面積3,000㎡以上(学校教育法第1条に規定する学校は8,000㎡以上)の建築物について、飲料水、空気環境などの環境衛生上の維持管理が適正に行われるよう、立入検査等の監視指導や講習会を行う。

(主な事務内容)
 事
 ・特定建築物の届出受理(第5条)
 ・建築物環境衛生管理技術者免状の返納処分の厚生労働大臣への申出(第7条第4項)
 ・報告の徴取、立入検査(第11条第1項)
 ・改善命令、使用停止、使用制限(第12条)
 務
 ・国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物に対する説明要求、資料要求(第13条第2項)
 ・国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物に対する改善通知、勧告(第13条第3項)

(特別区における事務処理の状況)
 内
 ・特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により、以下の事務を特別区が実施
 ◆第2条表42のイ
 延べ床面積10,000㎡以下の特定建築物の届出受理・報告の徴取、立入検査等・改善命令、使用停止等
 ◆第2条表42のロ
 延べ床面積10,000㎡を超える特定建築物の届出の受理(法5条1項から3項)

(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)
 無

容 (その他)

(都における事務処理の状況)
 ・地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の手続等に関する経過措置に関する政令により、上記の事務を東京都が実施している(事務処理特例条例により、一部の事務は区が実施)。

(参考)

特定建築物の施設数(平成21年3月31日)

	3,000㎡~10,000㎡以下	10,000㎡超	計
特別区	4,209	2,295	6,504
多摩地域	992		992
(うち八王子)	(151)		(151)
島しょ	11		11
計	7,507		7,507

特別区が検査等を行う範囲

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

60 事業者登録などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 事業者登録などに関する事務											
(1)事業者登録などに関する事務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、清掃事業者等の登録等の事務を行う。	区								<p>○特定建築物のビルメンテナンス事業者の登録や立入検査などを行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。特定建築物の所有者に対する環境衛生上の監視指導などを行う事務と合わせ、他の保健所設置市の事務と一体的に処理できるような区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○	○			○	○	<p>○清掃事業者等は、その活動範囲が定められていないことから、区域を越えて広域的に業を行っている。事業者の状況を適切に把握するためには、広域自治体である都が行う必要がある。</p> <p>○特別区に移管した場合、事業者は営業所の所在地ごとに各区の登録を受ける必要があり、事務が煩雑化する。また、登録の人的要件である監督者等について、兼任の有無をチェックできなくなり、違反状態のまま知事登録を受ける事業者が増えるおそれがある。（実際、申請時点で監督者等の重複を発見し、申請を受理しない例は多い。）</p> <p>○大規模ビルの抱える様々な課題は、大都市東京において最も先鋭に現れる。そのため都は、全国に先駆けて先行調査等を実施し、結果を活用して指導基準を策定しながら、ビルの衛生水準を向上させてきた。国は都の指導基準を国の基準として採用し、全国に適用している。（「②-4 特定建築物に関する届出受理などの事務」参照）</p> <p>○今後も都におけるビル衛生水準を維持するため、特定建築物に対する立入検査等と合わせて、都が行う必要がある。</p> <p style="text-align: center;">よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>	都	

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 60 中区分 1 小区分 (1)

事業名		事業者登録などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○清掃事業者等は、その活動範囲が定められていないことから、区域を越えて広域的に業を行っている。事業者の状況を適切に把握するためには、広域自治体である都が行う必要がある。</p> <p>○特別区に移管した場合、事業者は営業所の所在地ごとに各区の登録を受ける必要があり、事務が煩雑化する。また、登録の人的要件である監督者等について、兼任の有無をチェックできなくなり、違反状態のまま知事登録を受ける事業者が増えるおそれがある。（実際、申請時点で監督者等の重複を発見し、申請を受理しない例は多い。）</p> <p>○大規模ビルの抱える様々な課題は、大都市東京において最も先鋭に現れる。そのため都は、全国に先駆けて先行調査等を実施し、結果を活用して指導基準を策定しながら、ビルの衛生水準を向上させてきた。国は都の指導基準を国の基準として採用し、全国に適用している。（「②-4 特定建築物に関する届出受理などの事務」参照）</p> <p>○今後も都におけるビル衛生水準を維持するため、特定建築物に対する立入検査等と合わせて、都が行う必要がある。</p> <p>よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>
担当		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	清掃事業者等は、その活動範囲が定められていないことから、区域を越えて広域的に業を行っている。事業者の状況を適切に把握するためには、広域自治体である都が行う必要がある。また、登録の人的要件である監督者等は他の監督者等との兼任ができないが、特別区に移管した場合、兼任の有無をチェックできなくなる。	
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由	特別区に移管した場合、事業者は営業所の所在地ごとに各区の登録を受ける必要があり、事務が煩雑化する。	
○				
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	大規模ビルの抱える様々な課題は、大都市東京において最も先鋭に現れる。都は他府県に先駆けて対策を行い、ビルの衛生水準を向上させてきた。今後も都におけるビル衛生水準を維持するため、特定建築物に対する立入検査等と合わせて、都が行う必要がある。	
	○			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由	当該事務は「②-4 特定建築物に関する届出受理などの事務」と密接な関係があり、一体的に検討することが必要である。	
○				

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 60 中区分 1 小区分 (1)

事業名		事業者登録などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○多数の者が利用する建築物の衛生的な環境の確保を図るため、事業者の登録、登録の取消し、登録事業者からの報告徴収、立入検査などを行う事務であり、特定建築物の所有者に対する環境衛生上の監視指導などを行う事務が保健所設置市の事務であることから、関連する本事務を事務処理特例により移譲している例がある事務である。</p> <p>区は、特定建築物の所有者に対する環境衛生上の監視指導などを行う事務について、延床面積1万㎡以下のものを事務処理特例で行っており、また、延床面積1万㎡を超えるものについても、②-4の事務の検討において他の保健所設置市の事務と一体的に処理できるよう区が担う方向で検討すべきと評価している。</p> <p>判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、他の保健所設置市の事務と一体的に処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例により移譲している事務であり、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
				総合評価
				都 区 保

検討対象事務の内容

5

大区分 60 中区分 1 小区分 (1)

事業名	事業者登録などに関する事務
担当	福祉保健局
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）に基づき、清掃事業者等の登録等の事務を行う。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃事業者等の登録、登録の取消し（法第12条の2第1項、第2項、第12条の4） ・登録事業者に対する報告の徴収、立入検査等（法第12条の5第1項）
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び広島県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている。 	

(都における事務処理の状況)

○ 登録事業者数(平成20年5月29日現在)

業 種	登録営業所数
建築物清掃業	367
建築物空気環境測定業	155
建築物空気調和用ダクト清掃業	23
建築物飲料水水質検査業	40
建築物飲料水貯水槽清掃業	809
建築物排水管清掃業	105
建築物ねずみ昆虫等防除業	269
建築物環境衛生総合管理業	309
総 数	2,077

(立入検査数(平成19年度・全都実績) 524件)

検討対象事務評価シート

②

法令に基づく事務

5 と畜場の規制に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 と畜場の規制に関する事務											
(1) と畜場の規制に関する事務	と畜場法に基づき、と畜場（食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊、山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設）の設置の許可、許可の取消しを行う。 ・衛生的で安全な食肉を消費者に供給するために、獣医師の資格を持つ検査員が、牛、豚等について1頭ごとに検査を行い、食肉の適否を判定する。	区								○と畜場の設置の許可などを行う事務であり、保健所を設置する市であれば担う事務であるが、特別区に適用する規定がないため、都が処理している。他の保健所設置市の事務と一体的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○	○	○			○23区内に唯一設置されている芝浦食肉衛生検査所は東京都立芝浦屠場（東京都中央卸売市場食肉市場）内にあり、検査対象のと畜場は芝浦屠場である。芝浦食肉衛生検査所では、衛生的で安全な食肉を消費者に供給するために、獣医師の資格を持つ検査員が、牛、豚等について1頭ごとに検査を行い、食肉の適否を判定する。 ○芝浦食肉衛生検査所で検査される食肉類が都内全域に出荷されていること、また、BSE対策等の食の安全・安心の確保には緊急かつ統一的な対応が求められることから、当該事務は、都が広域的な立場から処理する必要がある。 ○また、と畜検査員は、獣医師であることが法令で定められているが、現在、特別区では獣医職の採用を行っていない。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都	

検討対象事務評価個票

〔都〕

②

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名	と畜場の規制に関する事務	< 考え方 >
担当	福祉保健局	
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	<p>○ 2 3 区内に唯一設置されている芝浦食肉衛生検査所は東京都立芝浦屠場（東京都中央卸売市場食肉市場）内にあり、検査対象のと畜場は芝浦屠場である。芝浦食肉衛生検査所では、衛生的で安全な食肉を消費者に供給するために、獣医師の資格を持つ検査員が、牛、豚等について1頭ごとに検査を行い、食肉の適否を判定する。</p> <p>○ 芝浦食肉衛生検査所で検査される食肉類が都内全域に出荷されていること、また、BSE対策等の食の安全・安心の確保には緊急かつ統一的な対応が求められることから、当該事務は、都が広域的な立場から処理する必要がある。</p> <p>○ また、と畜検査員は、獣医師であることが法令で定められているが、現在、特別区では獣医職の採用を行っていない。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>
	チェック	
	○	
	理由 芝浦食肉衛生検査所で検査される食肉類が都内全域に出荷されていることから、都が広域的な立場で実施する必要がある。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	
	理由	
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		
○		
理由 と畜検査員は、獣医師であることが法令で定められているが、現在、特別区では獣医職の採用を行っていない。		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		
○		
理由 芝浦と畜場は、全国有数の処理規模を有すると畜場であり、特別区で事務処理を行うことは困難である。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック		
理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック		
○		
理由 と畜場法に基づく事務は、都道府県知事又は地域保健法で規定する保健所設置市の市長のみの事務とされており、特別区長は事務を執行することが出来ない。また、食肉市場における食品衛生法に基づく監視指導は、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」により、都知事に留保されている。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック		
理由		
評価	総合評価	
	都	区保

検討対象事務評価個票

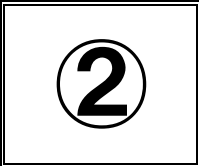
〔区〕

②

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名		と畜場の規制に関する事務		<p style="text-align: center;">< 考え方 ></p> <p>○と畜場の経営及び獣畜処理の適正化を図るために行う、と畜場の設置の許可、取消しなどに関する事務であり、保健所を設置する市であれば担う事務であるが、特別区に適用する規定がないため、都が処理している。と場の対象範囲の広域性や該当施設の偏在への配慮等は必要であるが、と畜場の経営と規制の事務は必ずしも同一の主体である必要はなく、該当区で体制を整備すれば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、他の保健所設置市の事務と一体的に処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食肉類の広域流通性や施設の偏在等を踏まえた一定の広域的対応が必要となるが、都と各区間の連携による対応も含めて考えれば、と場であることを理由に都による広域的な処理や一体的処理が必要になるとは言えない。 ・施設、専門職員（と畜検査員等）、機材の確保や他府県との連絡ルートの確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引き継げば、事業効果や効率、あるいは専門性の確保、事業規模等の点で区が処理することが困難な事務とは言えない。 <p>○事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、既存の保健所設置市の事務との連携等による総合的、効率的な対応が期待できる。</p> <p>○食肉の広域流通性等を踏まえた、広域連携の方策、他の自治体との連絡ルートの整備、東京都との連携等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		福祉保健局		
事 業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
チェック	理由			
評 価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
総合評価				
都		ⓧ	保	

検討対象事務の内容



大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名	と畜場の規制に関する事務	
担当	福祉保健局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> と畜場法に基づき、と畜場(食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊、山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設)の設置の許可、許可の取消しを行う。 衛生的で安全な食肉を消費者に供給するために、獣医師の資格を持つ検査員が、牛、豚等について1頭ごとに検査を行い、食肉の適否を判定する。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 23区内に唯一設置されている芝浦食肉衛生検査所は東京都立芝浦屠場(東京都中央卸売市場食肉市場)内にあり、検討対象のと畜場は芝浦屠場のみである。
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> と畜場の設置の許可(第4条) と畜場の衛生管理責任者の届出の受理(第7条) と畜場の衛生管理責任者の解任命令(第8条) と畜場使用料及びとさつ解体料の認可(第12条) と畜場以外の場所におけるとさつ又は解体の届出の受理等(第13条) とさつ又は解体の検査(第14条) とさつ又は解体の禁止等(第16条) と畜場の設置者等に対する報告徴収等(第17条) と畜場の設置の許可の取消し等(第18条) 検査・指導に従事すると畜検査員の任命(第19条) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>	
内容	<p>(その他)</p>	

検討対象事務評価シート

⑤

法令に基づく事務

61 照射録の検査に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 照射録の検査に関する事務											
(1)照射録の検査に関する事務	診療放射線技師法に基づき、必要があると認めるときに、照射録を提出させ、又は職員に検査させる事務を行う。	区	△							○照射録の検査を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。医療監視に関する事務であり、「⑤-64 病院の開設の許可などに関する事務」などの病院に関する一連の事務と合わせて広域的な対応が必要なことから、都が担う方向で検討すべきである。	都
										○本事務は、診療放射線技師法に基づき、必要があると認める場合に照射録を提出させ又は照射録の検査を行うものであるが、医療法第25条に基づく医療機関への立入検査の実施時においても、放射線装置の使用に関する帳簿等の記録の検査を行っていることから、検査を効率的かつ効果的に実施するためには両者を一体的に実施することが望ましい。 ○医療法第25条に基づく報告の徴収、立入検査については、「保健衛生事務事業に係る都区協定書」により、診療所については区が、病院については都が行うものとしている。 よって、当該事務は都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 61 中区分 1 小区分 (1)

事業名		照射録の検査に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○本事務は、診療放射線技師法に基づき、必要があると認める場合に照射録を提出させ又は照射録の検査を行うものであるが、医療法第25条に基づく医療機関への立入検査の実施時においても、放射線装置の使用に関する帳簿等の記録の検査を行っていることから、検査を効率的かつ効果的に実施するためには両者を一体的に実施することが望ましい。</p> <p>○医療法第25条に基づく報告の徴収、立入検査については、「保健衛生事務事業に係る都区協定書」により、診療所については区が、病院については都が行うものとしている。</p> <p>よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>	
担当		福祉保健局			
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		理由		
	チェック				
	理由				
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		理由 本事務は、医療法25条に規定する医療機関からの報告の徴収、立入検査と一体的に行われるほうが効率的といえる。		
	チェック	○			
	理由				
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由 医療法第25条に基づく報告徴収、立入検査については都区間で役割分担を行っており、同様に実施可能と考えられる。 なお、照射録の検査などの事務処理に関する基準等についても都区間で定めておくことが望ましい。		
	チェック	△			
	理由				
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由		
	チェック				
	理由				
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		理由		
	チェック				
	理由				
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		理由		
	チェック				
	理由				
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		理由		
	チェック				
	理由				
			総合評価		
			都	区	保

検討対象事務評価個票

[区]

5

大区分 61 中区分 1 小区分 (1)

事業名		照射録の検査に関する事務
担当局		福祉保健局
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	都が担う方向で整理されている「⑤-64病院の開設の許可などに関する事務」などの病院に関する一連の事務と合わせて、広域的な対応が必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		

< 考え方 >

○照射録の検査を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。診療所に係るものは事務処理特例で区に移譲されているため、病院等が対象となる。

○平成20年12月の幹事会において都が担う方向で整理された「⑤-64 病院の開設の許可などに関する事務」などの病院に関する一連の事務と合わせて広域的な対応が必要なことから、引続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価

都 区 保

検討対象事務の内容



大区分 61 中区分 1 小区分 (1)

事業名	照射録の検査に関する事務	
担当	福祉保健局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療放射線技師法(以下「法」という。)に基づき、必要があると認めるときに、照射録を提出させ、又は職員に検査させる事務を行う。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>都内における従事診療放射線技師数(平成17年10月現在)(常勤換算、参考数字) 都全体 4,763人 区部 3,772人(うち診療所従事者 921人)</p> <p>(出典:厚生労働省『医療施設調査』『病院調査』(平成17年調査))</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要があると認めるときは、前項の照射録を提出させ、又は当該職員に照射録を検査させること(法第28条第2項) <p>【照射録(法第28条第1項)】 診療放射線技師は、放射線を人体に対して照射したときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受けなければならない。</p>	<p>※診療放射線技師の登録数に関し公表されているデータはない。本数字は、厚生労働省が実施する『医療施設調査』『病院調査』における一般診療所及び病院に従事する診療放射線技師数(常勤換算)の調査データを元に算出したものである。</p> <p>・都における事務処理件数 なし</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理特例条例第2条の表7の項に基づき、診療所に係るものについては特別区が処理している。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>	
容	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、広島県及び福岡県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている。 	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

63 看護師等確保推進者変更命令などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 看護師等確保推進者変更命令などに関する事務											
(1)看護師等確保推進者変更命令などに関する事務	看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、看護師等確保推進者が必要な職務を遂行しない場合、その変更を命ずる事務を行う。	区	△							<p>○看護師等確保推進者の変更を病院の開設者に対して命ずる事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。「⑤-64 病院の開設の許可などに関する事務」などの病院に関する一連の事務と合わせて広域的な対応が必要なことから、都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○							<p>○当該事務は、医療法の規定による配置すべき看護職員数を確保できない医療機関が、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき設置した確保推進者について都道府県知事に届け出ることとしているが、その前提となる看護師等の員数の確認については、医療法25条に基づく医療機関への立入検査の実施時に行うことから、両者を一体的に実施することが望ましい。</p> <p>○医療法第25条に基づく報告の徴収、立入検査については、「保健衛生事務事業に係る都区協定書」により、診療所については区が、病院については都が行うものとしている。</p> <p style="text-align: center;">よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 63 中区分 1 小区分 (1)

事業名		看護師等確保推進者変更命令などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務は、医療法の規定による配置すべき看護職員数を確保できない医療機関が、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき設置した確保推進者について都道府県知事に届け出ることとしているが、その前提となる看護師等の員数の確認については、医療法25条に基づく医療機関への立入検査の実施時に行うことから、両者を一体的に実施することが望ましい。</p> <p>○医療法第25条に基づく報告の徴収、立入検査については、「保健衛生事務事業に係る都区協定書」により、診療所については区が、病院については都が行うものとしている。</p> <p>よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>					
担当		福祉保健局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		理由						
	チェック								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		理由 当該事務は、医療法25条に規定する医療機関からの報告の徴収、立入検査事務と一体的に行うほうが効率的、効果的といえる。						
	チェック	○							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由						
	チェック								
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由						
チェック									
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		理由						
	チェック								
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		理由						
チェック									
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。		理由						
	チェック								
価			理由						
	チェック								
				総合評価					
				<table border="1"> <tr> <td align="center">都</td> <td align="center">区</td> <td align="center">保</td> </tr> </table>			都	区	保
都	区	保							

検討対象事務評価個票

〔区〕

⑤

大区分 63 中区分 1 小区分 (1)

事業名		看護師等確保推進者変更命令などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○看護師等の員数が著しく下回る病院等に必置の看護師等確保推進者の変更を病院の開設者に対して命ずる事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。</p> <p>○平成20年12月の幹事会において都が担う方向で整理された「⑤-64 病院の開設の許可などに関する事務」などの病院に関する一連の事務と合わせて広域的な対応が必要なことから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	都が担う方向で整理されている「⑤-64病院の開設の許可などに関する事務」などの病院に関する一連の事務と合わせて、広域的な対応が必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
都		区	保	

検討対象事務の内容

⑤

大区分 63 中区分 1 小区分 (1)

事業名	看護師等確保推進者変更命令などに関する事務	
担当	福祉保健局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護師等の人材確保の促進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、看護師等確保推進者が必要な職務を遂行しない場合、その変更を命ずる事務を行う。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都内における病院数(平成19年6月現在) 655所(うち区部 431所) 都における事務処理件数 なし
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護師等確保推進者が職務を怠った場合で、当該推進者に引き続きその職務を行わせることが適切でないと認めるときにおける、病院の開設者に対する、期限を定めた、その変更の命令(法第12条第5項) <p>【看護師等確保推進者(法第12条第1項)】 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> その有する看護師等の員数が、医療法第21条第1項第1号の規定に基づく厚生労働省令の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの その他看護師等の確保が著しく困難な状況にあると認められる病院として厚生労働省令で定めるもの 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>	
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている。 		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑥

法令に基づく事務

33 引取業者の登録などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 引取業者の登録などに関する事務											
(1) 引取業者の登録などに関する事務	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、使用済自動車の引取業者・フロン類回収業者の登録、解体業・破砕業の許可及び事業者に対する立入検査の実施等による指導監督を行う。	区								<p>○使用済自動車の引取業者の登録などを行う事務であり、法の本則で、保健所を設置する特別区の事務であるものを、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。他の保健所設置市の事務と一体的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○	○				○		<p>○使用済自動車のリサイクルは、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付け、有用金属、有用部品などの資源価値の高い廃棄物のみならず、その他のシュレッダーダストを含め、適切なリサイクル・処理を行うことを目的としている。このため、使用済自動車リサイクルの一連の流れを把握した上で、事務を行うことが求められている。</p> <p>○解体業者及び破砕業者は一部の区に偏在していることから、特別区が使用済自動車リサイクルの一連の流れを全て把握することは困難であり、廃棄物の移動の広域性を考慮しても、都が行う必要がある。</p> <p>○特別区に存する引取業者は、多数の事業所を有し広域的に事業を営んでいる例が多く、当該事務を移管した場合、これらの引取業者は複数の区に対し登録・許可等の手続きを行わなければならない、負担を生じさせることになる。</p> <p>○当該事務は、保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長が行う事務である（法第19条）が、法律の附則により当分の間、都知事が管理し執行するものとされている事務である。</p> <p>かつて廃棄物リサイクル関連の他の法律（廃棄物処理法及び建設リサイクル法）にも同様の規定が置かれていたが、平成17年の法令改正において、産業廃棄物関係事務は広域的な生活環境保全行政の要素が強くなっていることから、保健所設置市の長が一律に担うのではなく、政令で定める市の長が行うものと改められた。</p> <p>平成17年当時は施行直後であった自動車リサイクル法については法令改正が行われなかったが、廃自動車のリサイクルは広域的に行われており、その適正な実施を確保することを目的とする当該事務は、もともと広域的生活環境保全行政の要素が強い事務となっている。</p> <p>よって当該事務は都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑥

大区分 33 中区分 1 小区分 (1)

事業名	引取業者の登録などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○使用済自動車のリサイクルは、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付け、有用金属、有用部品などの資源価値の高い廃棄物のみならず、その他のシュレッターダストを含め、適切にリサイクル・処理を行うことを目的としている。このため、使用済自動車リサイクルの一連の流れを把握した上で、事務を行うことが求められている。</p> <p>○解体業者及び破砕業者は一部の区に偏在していることから、特別区が使用済自動車リサイクルの一連の流れを全て把握することは困難であり、廃棄物の移動の広域性を考慮しても、都が行う必要がある。</p> <p>○特別区に存する引取業者は、多数の事業所を有し広域的に事業を営んでいる例が多く、当該事務を移管した場合、これらの引取業者は複数の区に対し登録・許可等の手続きを行わなければならない、負担を生じさせることになる。</p> <p>○当該事務は、保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長が行う事務である（法第19条）が、法律の附則により当分の間、都知事が管理し執行するものとされている事務である。</p> <p>かつて廃棄物リサイクル関連の他の法律（廃棄物処理法及び建設リサイクル法）にも同様の規定が置かれていたが、平成17年の法令改正において、産業廃棄物関係事務は広域的な生活環境保全行政の要素が強くなっていることから、保健所設置市の長が一律に担うのではなく、政令で定める市の長が行うものと改められた。</p> <p>平成17年当時は施行直後であった自動車リサイクル法については法令改正が行われなかったが、廃自動車のリサイクルは広域的に行われており、その適正な実施を確保することを目的とする当該事務は、もともと広域的生活環境保全行政の要素が強い事務となっている。</p> <p>よって当該事務は都に残す方向で検討する。</p>
担当	環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由 特別区の地域にあっては、多数の事業所を有し、広域的に事業を営んでいる引取業者が多くなっており、広域的な立場から事務処理すべきものである。	
	○		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由 引取業者は複数の区に対し、登録・許可等の手続きを行わなければならない、多大な負担を生じさせることになる。また、都が一連の事務を行うことが、使用済自動車リサイクルを適切に推進する上で効果的である。	
	○		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由 法附則第11条の規定改正が必要である。	
	○		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

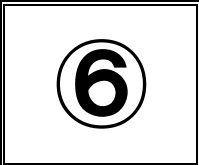
〔区〕

6

大区分 33 中区分 1 小区分 (1)

事業名		引取業者の登録などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○使用済自動車の再資源化等を促進するため、使用済自動車の引取業者の登録などを行う事務であり、法の本則で、保健所を設置する特別区の事務であるものを、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。引取業者の登録、指導等については、事業所の所在に応じて分担することは可能であり、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、他の保健所設置市の事務と一体的に処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○薬学、理学など環境に関する技術的専門性を有する職員の配置が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引き継げば、事業効果効率、あるいは専門性の確保、事業規模等の点で区が処理することが困難な事務とは言えない。</p> <p>○政令改正により法の本則に戻すことが本来であるが、事務処理特例により移譲することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、既存の保健所設置市の事務との連携等による総合的、効率的な対応が期待できる。</p>
担当局		環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
総合評価				
都		(区)	保	

検討対象事務の内容



大区分 33 中区分 1 小区分 (1)

事業名	引取業者の登録などに関する事務
担当	環境局
事務内容	(事務の概要) 引取業者・フロン類回収業者の登録、解体業・破砕業の許可及び事業者に対する立入検査の実施等による指導監督を行う。(使用済自動車の再資源化等に関する法律(通称「自動車リサイクル法」。以下「法」という。))
	(主な事務内容) ○登録を受けた引取業者、フロン類回収業者又は許可を受けた解体業者、破砕業者に対する指導及び助言(法第19条) ○引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者に対する当該引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告、措置命令等(法第20条) ○引取業者の登録 ・登録(法第42条第1項)、・登録の拒否(法第45条第1項)、・登録の抹消(法第49条) ・登録の取消し、業務停止命令(法第51条第1項) ○フロン類回収業者の登録 ・登録(法第53条第1項)、・登録の拒否(法第56条第1項)、・登録の取消し、業務停止命令(法第58条第1項) ○解体業の許可 ・解体業の許可(法第60条第1項)、・不許可の処分(法第62条第1項)、・許可の取消し、業務停止命令(法第66条) ○破砕業の許可 ・破砕業の許可(法第67条第1項)、・不許可の処分(法第69条第1項)、・変更の許可(法第70条第1項) ○事業者が移動報告等を行わない場合の勧告、措置命令(法第90条) ○事業者に対する報告徴収、事務所等への立入検査等(法第130条、第131条)
	(特別区における事務処理の状況) 法に基づき保健所設置市の長が行うこととされる事務のうち特別区に関しては、法附則第11条の経過措置により、当面の間、東京都知事により執行されることとなっている。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無

(都における事務処理の状況) (平成21年2月4日現在)

	引取業者数	フロン類回収業者数	解体業者数	破砕業者数
千代田	37	1		
中央	58	5		
港	85	11		
新宿	47	8		
文京	35	4		
台東	49	7		
墨田	138	29	8	
江東	165	28	4	1
品川	80	12		
目黒	64	8	1	
大田	218	34	1	2
世田谷	209	35	3	1
渋谷	34	4		
中野	51	6	1	
杉並	123	20	1	
豊島	50	4		
北	87	11	1	
荒川	49	1		
板橋	188	23	3	
練馬	188	32	3	
足立	362	50	14	
葛飾	209	23	4	1
江戸川	331	56	30	2
合計	2857	412	74	7
うち重複分	710	164	1	1

重複計 ※重複 :複数区にまたがり事業所を持つ事業者の数

平成19年度における実績	(本庁分)
法 § 42①引取業者の登録	749
法 § 46①変更の届出の受理	86
法 § 49登録の抹消	20
法 § 51①登録の取消し及び業務停止命令	
法 § 53①フロン類回収業者の登録	185
法 § 60①解体業の許可	1
法 § 67①破砕業の許可	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑥

法令に基づく事務

59 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務											
(1)教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、認定こども園の認定などを行う。	区						△		<p>○地域の多様な教育・保育ニーズに対応するため創設された認定こども園の認定などを行う事務であり、地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都		○				○		<p>○認定こども園は制度発足後間もないこともあり、設置数も少なく一部の区に偏在している状況であり、都において待機児童解消に向けた保育サービスの拡充施策の一環として実施する方が事業拡大が期待できるが、一方で、住民に身近な施設であり、特別区が担うことで住民サービスの向上が期待できる。</p> <p>○当該事務は本来、都道府県事務であるが、当該事務と関連の深い、保育所を含む児童福祉施設の設置の認可などに関する事務（④-1-7）や、施設届出受理など社会福祉事業に関する事務（④-6-1）について、区に移管する方向で検討することとしている。</p> <p>○よって、当該事務については、区に移管する方向で検討する。</p> <p>○なお、認定こども園制度に関する法律の附則において、施行後5年を経過した場合に施行状況を勘案し、必要があるときは、法律の規定について検討を行う旨が規定されているなど、国の動向を踏まえた慎重な検討も必要である。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 59 中区分 1 小区分 (1)

事業名		教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○認定こども園は制度発足後間もないこともあり、設置数も少なく一部の区に偏在している状況であり、都において待機児童解消に向けた保育サービスの拡充施策の一環として実施する方が事業拡大が期待できるが、一方で、住民に身近な施設であり、特別区が担うことで住民サービスの向上が期待できる。</p> <p>○当該事務は本来、都道府県事務であるが、当該事務と関連の深い、保育所を含む児童福祉施設の設置の認可などに関する事務（④-1-7）や、施設届出受理など社会福祉事業に関する事務（④-6-1）について、区に移管する方向で検討することとしている。</p> <p>○よって、当該事務については、区に移管する方向で検討する。</p> <p>○なお、認定こども園制度に関する法律の附則において、施行後5年を経過した場合に施行状況を勘案し、必要があるときは、法律の規定について検討を行う旨が規定されているなど、国の動向を踏まえた慎重な検討も必要である。</p>
担当		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>理由</p>	
	チェック			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由 認定こども園は、制度発足後、間もないこともあり、設置数も少なく、一部の区への偏在がみられることから、引き続き都において実施する方が事業効果が期待できる。 (設置状況 平成21年4月1日現在 10区(20か所)/23区)		
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由 法律により、認定基準について、都道府県の条例で定めるとされており、各特別区が実施するためには、法改正が必要である。		
	○			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

6

大区分 59 中区分 1 小区分 (1)

事業名		教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○地域の多様な教育・保育ニーズに対応するため就学前の教育・保育を一体として提供する認定こども園の認定などに関する事務である。私立幼稚園の認可については事務処理特例により移譲済みであり、私立保育所については「④-1-7-(1) 児童福祉施設の設置の認可などに関する事務」で、都区双方が区へ移管する方向で検討する事務として整理していることを踏まえて、地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>なお、区立施設については、認可制度が存在する限りは、都の認可が必要になるものと考えられる。</p> <p>○認定基準を定める条例制定権を含めた移譲については、法改正が必要であると考えられる。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	認定基準を定める条例制定権を含む事務移譲を受けるためには、法改正が必要であると考えられる。		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
都		(区)	保	

検討対象事務の内容

⑥

大区分 59 中区分 1 小区分 (1)

事業名	教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務
担当	福祉保健局
事 務 の 内 容	(事務の概要) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、「法」という。)に基づき、認定こども園の認定などを行う。
	(主な事務内容) ・幼稚園又は保育所等の設置者(都道府県を除く)に対する認定こども園の認定(法第3条第1項) ・幼保連携施設の設置者(都道府県を除く)に対する認定こども園の認定(法第3条第2項) ・文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌した上での認定基準を定める条例の制定(法第3条第1項第4号、法第3条第2項第3号) ・認定の有効期間の設定(法第5条第1項) ・認定の有効期間の更新(法第5条第3項) ・認定こども園に係る情報の提供(法第6条第1項) ・変更の届出事項についての情報の提供(法第7条第2項) ・認定こども園の設置者からの運営状況の報告の受理(法第8条第1項) ・認定こども園の設置者に対する報告徴収(法第8条第2項) ・認定こども園の認定の取消し(法第10条第1項) ・認定の取消しの公表(法第10条第2項) ・認定こども園の認定を行う場合の学校教育法又は児童福祉法の規定により、当該認定又は取消しに係る施設の設置又は運営に関して、認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関との協議(法第11条第1項)
	(特別区における事務処理の状況) ・認定こども園の認定の申請書の受理、有効期間の更新の申請書の受理及び変更の届出の受理等については、事務処理特例制度により特別区へ移管済みである。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無
容	(その他)

(都における事務処理の状況)

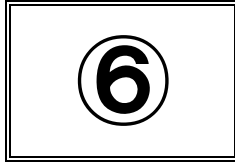
認定こども園数 (平成20年3月31日現在)

千代田	0
中央	0
港	0
新宿	1
文京	0
台東	0
墨田	0
江東	0
品川	3
目黒	0
大田	0
世田谷	2
渋谷	0
中野	0
杉並	1
豊島	0
北	0
荒川	0
板橋	1
練馬	0
足立	0
葛飾	0
江戸川	0
合計	8

平成19年度実績

法 § 3 ①認定こども園の認定	8
法 § 4 ①認定こども園の認定申請の受理	8
法 § 7 ①変更の届出の受理	2
法 § 8 ①運営状況の報告の受理	0
法 § 8 ②報告徴収	0
法 § 10 ①認定の取消し	0

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト



法令に基づく事務

70 クリーニング師免許試験の実施などに関する事務 (条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務)											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 クリーニング師免許試験の実施などに関する事務 (条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務)											
(1) クリーニング師免許試験の実施などに関する事務 (条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務)	クリーニング業法に基づき、クリーニングの業務が適正に行われるよう、営業者が衛生上講ずべき措置の基準を定める条例制定の事務を行う。	区						○		<p>○ 営業者の衛生措置等について、公衆衛生上必要な基準を定める条例制定に関する事務である。区が実施している保健所設置市の事務と合わせて処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。 なお、特別区に移譲するためには、法改正が必要である。</p>	区
		都	○	○				○		<p>○ クリーニング所は、溶剤の使用など生活環境に与える影響が大きく、都道府県が条例により衛生上の措置の基準を定めている。大手業者が区域を越えて事業を展開する例も多いことから、市街地が連たんでいる特別区の区域において、規制が各区まちまちであることは都民・事業者にとって分かりにくい。</p> <p>○ 基準を定める条例については都が制定するほうが効率的であり、住民にきめ細かな対応をする各区保健所の連携を促進するためにも有効である。</p> <p>よって当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 70 中区分 1 小区分 (1)

事業名	クリーニング師免許試験の実施などに関する事務(条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務)	
担当	福祉保健局	
事業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 クリーニング業は、溶剤の使用など生活環境に与える影響が大きく、大手業者が区域を超えて事業を展開する例も多いことから、規制が各区まちまちであることは都民・事業者にとって分かりにくいため、都が広域を対象として制定すべきものである。
	<input type="radio"/>	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 基準を定める条例については都が制定するほうが効率的であり、住民にきめ細かな対応をする各区保健所の連携を促進することにもなる。また、規制が各区まちまちとなる場合、各保健所の連携に支障が生じる。
	<input type="radio"/>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由 条例の制定事務であり、特別区が実施するには、法改正が必要である。	
<input type="radio"/>		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		

< 考え方 >								
<p>○クリーニング所は、溶剤の使用など生活環境に与える影響が大きく、都道府県が条例により衛生上の措置の基準を定めている。大手業者が区域を超えて事業を展開する例も多いことから、市街地が連たんしている特別区の区域において、規制が各区まちまちであることは都民・事業者にとって分かりにくい。</p> <p>○基準を定める条例については都が制定するほうが効率的であり、住民にきめ細かな対応をする各区保健所の連携を促進するためにも有効である。</p> <p>よって当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

6

大区分 70 中区分 1 小区分 (1)

事業名	クリーニング師免許試験の実施などに関する事務(条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務)	< 考え方 >	
担当局	福祉保健局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	<p>○クリーニングの業務が適正に行われるよう、営業者の衛生措置等について、公衆衛生上必要な基準を定める条例制定に関する事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、区が実施している保健所設置市の事務と合わせて、地域の実情に応じて一連の事務を処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○クリーニング業に関する事務は、地域住民の健康や生活と密接に関連し、クリーニング所の開設の届出受理や営業停止処分など、大部分は区が行っていることから、条例制定に関する事務についても区が行うことで、地域の実情に応じたきめ細かな対応が期待できる。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から保健所設置市へ権限移譲を行うべき事務とされている。</p> <p>○本事務は条例の制定に関する事務であり、法の趣旨から事務処理特例による移譲には馴染まず、特別区が実施するためには、法改正が必要である。</p>	
	チェック		理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック		理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
○	事務処理特例による移譲には馴染まないため、特別区が実施するためには、法改正が必要である。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		
		総合評価	
		都 区 保	

検討対象事務の内容

⑥

大区分 70 中区分 1 小区分 (1)

事業名	クリーニング師免許試験の実施などに関する事務(条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務)	
担当	福祉保健局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>クリーニング業法（以下、「法」という。）に基づき、クリーニング業務が適正に行われるよう、衛生上講ずべき措置の基準を定める条例制定の事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>○ 都条例の内容</p> <p>衛生措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な換気・採光・照明 ・洗濯物の受渡し・運搬上での、洗濯・仕上げ終了物と未終了物の区分取扱 ・洗濯物処理場所、格納容器の薬品消毒 ・食品の販売・調理等を行う営業施設等と同一施設内に洗濯物受取・引渡し場所を設ける場合の境界への障壁の設置 ・ドライクリーニング剤としてテトラクロロエチレンを使用する場合の措置（場所、貯蔵タンク、廃液処理装置、溶剤蒸気回収装置等）
	<p>(主な事務内容)</p> <p>・営業者が法の規定により講じる衛生措置等の他、必要な措置を講じることを定める条例の制定（法第3条第3項）</p> <p>※「営業者」とはクリーニング業を営む者（洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。）をいう。</p>	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>	
<p>容 (その他)</p>		

検討対象事務評価シート

⑥

法令に基づく事務

71 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(理容師法)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(理容師法)											
(1) 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(理容師法)	理容師法に基づき、理容の業務が適正に行われるよう、業者が衛生上講ずべき措置の基準を定めるなどの条例制定の事務を行う。	区						○		<p>○営業施設等について公衆衛生上必要な基準を定める条例制定に関する事務である。区が実施している保健所設置市の事務と合わせて処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。 なお、特別区に移譲するためには、法改正が必要である。</p>	区
		都	○	○				○		<p>○理容所は、刃物や薬品を使用し、適切な衛生保持がなされない場合、人体に与える影響が大きく、都道府県が条例により衛生上の措置の基準を定めている。大手業者が区域を超えて事業を展開する例も多いため、市街地が連たんしている特別区の区域において、規制が各区まちまちであることは都民・事業者にとって分かりにくい。</p> <p>○基準を定める条例については都が制定するほうが効率的であり、住民にきめ細かな対応をする各区保健所の連携を促進するためにも有効である。</p> <p>よって、当該事務は都へ残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 71 中区分 1 小区分 (1)

事業名	条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(理容師法)	
担当	福祉保健局	
事業 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 理容業は、刃物や薬品を使用し、適切な衛生保持がなされない場合、人体に与える影響が大きく、大手業者が区域を超えて事業を展開する例も多いことから、規制が各区まちまちであることは都民・事業者にとって分かりにくい。都が広域を対象として制定すべきものである。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 基準を定める条例については都が制定するほうが効率的であり、住民にきめ細かな対応をする各区保健所の連携を促進することにもなる。また、規制が各区まちまちとなる場合、各保健所の連携に支障が生じる。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由 条例の制定事務であり、特別区が実施するには、法改正が必要である。	
○		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

<p>< 考え方 ></p> <p>○理容所は、刃物や薬品を使用し、適切な衛生保持がなされない場合、人体に与える影響が大きく、都道府県が条例により衛生上の措置の基準を定めている。大手業者が区域を超えて事業を展開する例も多いことから、市街地が連たんしている特別区の区域において、規制が各区まちまちであることは都民・事業者にとって分かりにくい。</p> <p>○基準を定める条例については都が制定するほうが効率的であり、住民にきめ細かな対応をする各区保健所の連携を促進するためにも有効である。</p> <p>よって、当該事務は都へ残す方向で検討する。</p>						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; width: 33%; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; width: 33%; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価						
都	区	保				

検討対象事務評価個票

〔区〕

6

大区分 71 中区分 1 小区分 (1)

事業名		条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(理容師法)		<p>< 考え方 ></p> <p>○理容の業務が適正に行われるよう、営業施設等について、公衆衛生上必要な基準を定める条例制定に関する事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、区が実施している保健所設置市の事務と合わせて、地域の実情に応じて一連の事務を処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○理容業に関する事務は、地域住民の健康や生活と密接に関連し、理容所の開設の届出受理や業務の停止処分など、大部分は区が行っていることから、条例制定に関する事務についても区が行うことで、地域の実情に応じたきめ細かな対応が期待できる。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から保健所設置市へ権限移譲を行うべき事務とされている。</p> <p>○本事務は条例の制定に関する事務であり、法の趣旨から事務処理特例による移譲には馴染まず、特別区が実施するためには、事務移譲の指定を受けるための法改正が必要である。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
業	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	事務処理特例による移譲には馴染まないため、特別区が実施するためには、法改正が必要である。		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
総合評価				
		都	区	保

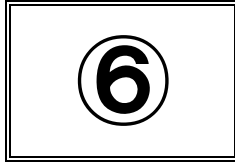
検討対象事務の内容

⑥

大区分 71 中区分 1 小区分 (1)

事業名	条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(理容師法)	
担当	福祉保健局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>理容師法(以下、「法」という。)に基づき、理容の業務が適正に行われるよう、衛生上講ずべき措置の基準を定める等の条例制定の事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>○ 都条例の内容</p> <p>業を行う場合の衛生措置(法9条3号)</p> <p>…清潔な作業着、顔面作業の際のマスク着用、紙製品の首巻等の一人ごとの交換、消毒済器具は消毒済物品容器に未消毒器具は未消毒物品容器に保管、など</p> <p>理容所の衛生措置(法12条4号)</p> <p>…一作業室の床面積、一作業室に置く理容いすの数など</p> <p>理容所以外の場所で業務(法6条の2 施行令第4条第3号)</p> <p>…山間部、社会福祉施設、演劇出演者の場合</p> <p>*なお条例第五条において、社会福祉施設における理容所の衛生措置についての特例(業務の実施、衛生保持に支障ない範囲での広さ制限の緩和)を定めている。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理容所以外の場所で業務を行うことができる場合を定める条例の制定(法6条の2 施行令第4条第3号) ・理容師が理容の業を行うときに講じる衛生上必要な措置を定める条例の制定(法9条) ・理容所の衛生上必要な措置基準を定める条例の制定(法12条) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>	
<p>容 (その他)</p>		

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

72 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(美容師法)											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(美容師法)											
(1) 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務 (美容師法)	美容師法に基づき、美容の業務が適正に行われるよう、営業者が衛生上講ずべき措置の基準を定めるなどの条例制定の事務を行う。	区						○		<p>○営業施設等について、公衆衛生上必要な基準を定める条例制定に関する事務である。区が実施している保健所設置市の事務と合わせて処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。 なお、特別区に移譲するためには、法改正が必要である。</p>	区
		都	○	○				○			<p>○美容所は、刃物や薬品を使用し、適切な衛生保持がなされない場合、人体に与える影響が大きく、都道府県が条例により衛生上の措置の基準を定めている。大手業者が区域を越えて事業を展開する例も多いため、市街地が連たんしている特別区の区域において、規制が各区まちまちであることは都民・事業者にとって分かりにくい。</p> <p>○基準を定める条例については都が制定するほうが効率的であり、住民にきめ細かな対応をする各区保健所の連携を促進するためにも有効である。</p>

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 72 中区分 1 小区分 (1)

事業名	条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(美容師法)	
担当	福祉保健局	
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 美容業は、刃物や薬品を使用し、適切な衛生保持がなされない場合、人体に与える影響が大きく、大手業者が区域を超えて事業を展開する例も多いことから、規制が各区まちまちであることは都民・事業者にとって分かりにくい。都が広域を対象として制定すべきものである。
	<input type="radio"/>	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 基準を定める条例については都が制定するほうが効率的であり、住民にきめ細かな対応をする各区保健所の連携を促進することにもなる。また、規制が各区まちまちとなる場合、各保健所の連携に支障が生じる。
	<input type="radio"/>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由 条例の制定事務であり、特別区が実施するには、法改正が必要である。
<input type="radio"/>		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由
<input type="checkbox"/>		

＜ 考え方 ＞								
<p>○美容所は、刃物や薬品を使用し、適切な衛生保持がなされない場合、人体に与える影響が大きく、都道府県が条例により衛生上の措置の基準を定めている。大手業者が区域を超えて事業を展開する例も多いことから、市街地が連たんしている特別区の区域において、規制が各区まちまちであることは都民・事業者にとって分かりにくい。</p> <p>○基準を定める条例については都が制定するほうが効率的であり、住民にきめ細かな対応をする各区保健所の連携を促進するためにも有効である。</p>								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

6

大区分 72 中区分 1 小区分 (1)

事業名		条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(美容師法)		<p>< 考え方 ></p> <p>○美容の業務が適正に行われるよう、営業施設等について公衆衛生上必要な基準を定める条例制定に関する事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、区が実施している保健所設置市の事務と合わせて、地域の実情に応じて一連の事務を処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○美容業に関する事務は、地域住民の健康や生活と密接に関連し、美容所の開設の届出受理や業務の停止処分など、大部分は区が行っていることから、条例制定に関する事務についても区が行うことで、地域の実情に応じたきめ細かな対応が期待できる。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から保健所設置市へ権限移譲を行うべき事務とされている。</p> <p>○本事務は条例の制定に関する事務であり、法の趣旨から事務処理特例による移譲には馴染まず、特別区が実施するためには、法改正が必要である。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	事務処理特例による移譲には馴染まないため、特別区が実施するためには、法改正が必要である。		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
都		区	保	

検討対象事務の内容

⑥

大区分 72 中区分 1 小区分 (1)

事業名	条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(美容師法)	
担当	福祉保健局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>美容師法(以下、「法」という。)に基づき、美容の業務が適正に行われるよう、衛生上講ずべき措置の基準を定める等の条例制定の事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>○ 都条例の内容</p> <p>業を行う場合の衛生措置(法8条3号)</p> <p>…清潔な作業着、顔面作業の際のマスク着用、紙製品の首巻等の一人ごとの交換、消毒済器具は消毒済物品容器に未消毒器具は未消毒物品容器に保管、など</p> <p>美容所の衛生措置(法13条4号)</p> <p>…一作業室の床面積、一作業室に置く美容いすの数など</p> <p>美容所以外の場所で業務(法7条 施行令第4条第3号)</p> <p>…山間部、社会福祉施設、演劇出演者の場合</p> <p>*なお条例第五条において、社会福祉施設における美容所の衛生措置についての特例(業務の実施、衛生保持に支障ない範囲での広さ制限の緩和)を定めている。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美容所以外の場所で業務を行うことができる場合を定める条例の制定(法7条 施行令第4条第3号) ・美容師が美容の業を行うときに講じる衛生上必要な措置を定める条例の制定(法8条) ・美容所の衛生上必要な措置基準を定める条例の制定(法13条) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>	
<p>容 (その他)</p>		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑥

法令に基づく事務

82 地方薬事審議会の設置などに関する事務（登録販売者試験などに関する事務）											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 地方薬事審議会の設置などに関する事務（登録販売者試験などに関する事務）											
(1) 地方薬事審議会の設置などに関する事務（登録販売者試験などに関する事務）	薬事法に基づき、一般用医薬品の販売等を担う登録販売者としての資質を確認するための試験及び登録を行う。	区	○							<p>○全国的に通用する登録販売者の資格試験の実施及び登録の事務であり、広域的な対応が必要なことから、都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○	○	○					<p>○一般医薬品（大衆薬）の販売にあたっては、そのリスクに応じた情報提供・相談等を実施したうえで販売することが求められており、登録販売者は比較的风险の低い区分の大衆薬を販売するにあたって、薬剤師とは異なる新たな専門家として設けられた資格である。（平成20年度から試験開始。平成21年6月からは、薬剤師あるいは登録販売者がいなければ、医薬品の販売ができないこととなる。）</p> <p>○登録販売者の試験は、居住地に関わらず受験することができ、実態として、近隣県をはじめ、他府県から相当数の受験がある。また、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲になじまない。</p> <p>○一方、試験合格者の登録については、薬剤師と同様、身近な保健所を経由することにより、申請者の利便性が向上する。</p> <p>○以上のことから、試験の実施については、引き続き都が実施するが、登録申請等の事務については、販売者の今後の登録規模や薬剤師にかかる事務等との類似性等を検討したうえで、特別区に一部を移譲することも含めて検討していく必要がある。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 82 中区分 1 小区分 (1)

事業名		地方薬事審議会の設置などに関する事務(登録販売者試験などに関する事務)		<p>< 考え方 ></p> <p>○一般医薬品（大衆薬）の販売にあたっては、そのリスクに応じた情報提供・相談等を実施したうえで販売することが求められており、登録販売者は比較的风险の低い区分の大衆薬を販売するにあたって、薬剤師とは異なる新たな専門家として設けられた資格である。（平成20年度から試験開始。平成21年6月からは、薬剤師あるいは登録販売者がいなければ、医薬品の販売ができないこととなる。）</p> <p>○登録販売者の試験は、居住地に関わらず受験することができ、実態として、近隣県をはじめ、他府県から相当数の受験がある。また、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲になじまない。</p> <p>○一方、試験合格者の登録については、薬剤師と同様、身近な保健所を経由することにより、申請者の利便性が向上する。</p> <p>○以上のことから、試験の実施については、引き続き都が実施するが、登録申請等の事務については、販売者の今後の登録規模や薬剤師にかかる事務等との類似性等を検討したうえで、特別区に一部を移譲することも含めて検討していく必要がある。</p>					
担当		福祉保健局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>○</p>						
	チェック	理由 試験については、合格者の質を一定に保つこと、試験問題作成や試験日の調整などの点からも都以上の広域団体で実施することが適当である。							
	○								
	チェック	理由 各区で試験問題の作成や試験運営をすることは効率性の観点から問題がある。							
	○								
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		<p>○</p>						
	チェック	理由 試験問題の作成には、専門知識を持つ職員を確保する必要がある。							
	○								
	チェック	理由							
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		<p>○</p>						
	チェック	理由							
	チェック	理由							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		<p>○</p>						
	チェック	理由							
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務評価個票

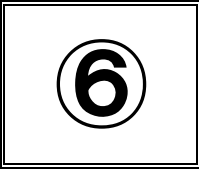
〔区〕

6

大区分 82 中区分 1 小区分 (1)

事業名		地方薬事審議会の設置などに関する事務(登録販売者試験などに関する事務)		<p>< 考え方 ></p> <p>○全国的に通用する一般用医薬品の販売などを担う登録販売者としての資質を確認する試験の実施及び登録の事務である。受験者は府県を超えて集まり、登録販売者名簿の管理など広域的な対応が必要であるため、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="radio"/>	全国的に通用する資格試験の実施であり、登録販売者名簿の管理など広域的な対応が必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
<input type="radio"/> 都		<input type="radio"/> 区	<input type="radio"/> 保	

検討対象事務の内容



大区分 82 中区分 1 小区分 (1)

事業名	地方薬事審議会の設置などに関する事務(登録販売者試験などに関する事務)					
担当	福祉保健局					
事務の内容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)				
	薬事法(以下、「法」という。)に基づき、一般用医薬品の販売等を担う登録販売者としての資質を確認するための試験及び登録を行う。	<input type="radio"/> 登録販売者試験の受験者 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>8月</td> <td>5,340人</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>5,896人</td> </tr> </table> (うち他府県からの受験 3,810人)	8月	5,340人	12月	5,896人
	8月	5,340人				
	12月	5,896人				
	(主な事務内容)	<input type="radio"/> 登録販売者の登録申請数 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>3,129人</td> <td>(21年1月現在)</td> </tr> </table>	3,129人	(21年1月現在)		
3,129人	(21年1月現在)					
・登録販売者試験の実施(法第36条の4第1項)						
・登録販売者の登録(法第36条の4第2項)						
	*当該試験は、平成20年度から開始された試験					
	(特別区における事務処理の状況)					
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無					
	(その他)					